

情報館



お知らせします

情報館 ●特にことわりのないものは11月1日㈬から申し込みを受け付けます。
●費用等の記載がないものは無料です。

交通遺児等育成資金貸付制度

自動車事故で亡くなつた方、また重度の後遺障害が残つた方の児童に政府資金を無利子でお貸しします。

貸付金額 ▼当初一時金…155,000円▼毎月…2万円▼小・中学校入学支度金…44,000円

貸付期間 貸付決定時～中学校卒業20年内の割賦均等払い

返還方法 中学校卒業の1年後から20年内に返還を猶予します。なお、申し込み方法等、詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 独立行政法人自動車事故対策機構埼玉支所(☎048-824-1945・FAX048-824-1946)

労働相談 ところる 市役所2階202会議室とき 11月8日㈬／午後1時～8時（最終相談：午後7時）

問い合わせ 市・都市整備課(☎048-830-53383・FAX048-830-40002)

変更案を縦覧 市では、第二上新井特定土地区画整理事業の都市計画決定区域の変更を予定しています。

問い合わせ この度、関係権利者や市民の皆様のご意見を伺い、変更の案がまとまりましたので、都市計画法第17条第1項の規定により、所沢都市計画土地区画整理事業の変更の案を縦覧します。

変更内容 ①所沢都市計画第一上新井土地区画整理促進区域および②所沢都市計画第二上新井土地区画整理事業区域のうち、事業施行認可区域外の区域を除くための区域変更（①、②とも同区域同面積）

問い合わせ ①は市決定、②は県決定です。

縦覧・意見書受付期間 ところる 教育センターとき 11月7日㈭～15日㈫（木）～15日㈬まで（午前8時30分～午後5時）

問い合わせ ①職員、社会保険労務士

対象 就業規則・賃金・解雇・労使間の問題・就業にかかわることなどで、日々の疑問に感じていること、直面している問題等

問い合わせ ②予約制です（当日予約可）。また、就業規則・給料明細・離職票等、資料があれば持参してください。

対象 勤労者、事業主等

問い合わせ 商工労政課

縦覧場所 ところる 教育センターとき 11月7日㈭～15日㈫（木）～15日㈬まで（午前8時30分～午後5時）

問い合わせ ①（☎020-981-9155・FAX020-981-9162）へ電話

縦覧場所 ところる 教育センターとき 11月7日㈭～15日㈫（木）～15日㈬まで（午前8時30分～午後5時）

問い合わせ ①（☎020-981-9155・FAX020-981-9162）へ電話

縦覧場所 ところる 教育センターとき 11月7日㈭～15日㈫（木）～15日㈬まで（午前8時30分～午後5時）

問い合わせ ①（☎020-981-9155・FAX020-981-9162）へ電話

対象 おおむね35歳までの勤労者

・求職者、将来について考える大

学生・高校生等、および子どもの就職で悩む保護者（市外の方も利用可）

提出先 ①については市長あての意見書を、市・都市整備課へ提出。
②については県知事あての意見書を、市・都市整備課、県・市街地整備課、県・川越県土整備事務所のいずれかへ提出。

問い合わせ ラーク所沢(☎02943-2110・FAX29

午後5時)へ電話

問い合わせ 市・都市整備課(☎048-830-53383・FAX048-830-40002)

変更案を縦覧 様式は特にありませんが、市・都市整備課に備え付けのほか、市ホームページからも入手できます。

問い合わせ 市・都市整備課(☎048-830-53383・FAX048-830-40002)

変更内容 在学期間中は返還を猶予します。なお、申し込み方法等、詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 独立行政法人自動車事故対策機構埼玉支所(☎048-824-1945・FAX048-824-1946)

労働相談 ところる 市役所2階202会議室とき 11月8日㈬／午後1時～8時（最終相談：午後7時）

問い合わせ 市・都市整備課(☎048-830-53383・FAX048-830-40002)

変更案を縦覧 市では、第二上新井特定土地区画整理事業の都市計画決定区域の変更を予定しています。

問い合わせ この度、関係権利者や市民の皆様のご意見を伺い、変更の案がまとまりましたので、都市計画法第17条第1項の規定により、所沢都市計画土地区画整理事業および所沢都市計画地区画整理事業の変更の案を縦覧します。

変更内容 ①所沢都市計画第一上新井土地区画整理促進区域および②所沢都市計画第二上新井土地区画整理事業区域のうち、事業施行認可区域外の区域を除くための区域変更（①、②とも同区域同面積）

問い合わせ ①は市決定、②は県決定です。

縦覧・意見書受付期間 ところる 教育センターとき 11月7日㈭～15日㈫（木）～15日㈬まで（午前8時30分～午後5時）

問い合わせ ①職員、社会保険労務士

対象 就業規則・賃金・解雇・労使間の問題・就業にかかわることなどで、日々の疑問に感じていること、直面している問題等

問い合わせ ②予約制です（当日予約可）。また、就業規則・給料明細・離職票等、資料があれば持参してください。

対象 勤労者、事業主等

問い合わせ 商工労政課

縦覧場所 ところる 教育センターとき 11月7日㈭～15日㈫（木）～15日㈬まで（午前8時30分～午後5時）

問い合わせ ①（☎020-981-9155・FAX020-981-9162）へ電話

対象 おおむね35歳までの勤労者

・求職者、将来について考える大

学生・高校生等、および子どもの就職で悩む保護者（市外の方も利用可）

提出できる方 市内にお住まいの方または利害関係にある方
①については市長あての意見書を、市・都市整備課へ提出。
②については県知事あての意見書を、市・都市整備課、県・市街地整備課、県・川越県土整備事務所のいずれかへ提出。

問い合わせ 市・都市整備課(☎048-830-53383・FAX048-830-40002)

変更案を縦覧 様式は特にありませんが、市・都市整備課に備え付けのほか、市ホームページからも入手できます。

問い合わせ 市・都市整備課(☎048-830-53383・FAX048-830-40002)

変更内容 在学期間中は返還を猶予します。なお、申し込み方法等、詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 独立行政法人自動車事故対策機構埼玉支所(☎048-824-1945・FAX048-824-1946)

労働相談 ところる 市役所2階202会議室とき 11月8日㈬／午後1時～8時（最終相談：午後7時）

問い合わせ 市・都市整備課(☎048-830-53383・FAX048-830-40002)

変更案を縦覧 市では、第二上新井特定土地区画整理事業の都市計画決定区域の変更を予定しています。

問い合わせ この度、関係権利者や市民の皆様のご意見を伺い、変更の案がまとまりましたので、都市計画法第17条第1項の規定により、所沢都市計画土地区画整理事業および所沢都市計画地区画整理事業の変更の案を縦覧します。

変更内容 ①所沢都市計画第一上新井土地区画整理促進区域および②所沢都市計画第二上新井土地区画整理事業区域のうち、事業施行認可区域外の区域を除くための区域変更（①、②とも同区域同面積）

問い合わせ ①は市決定、②は県決定です。

縦覧・意見書受付期間 ところる 教育センターとき 11月7日㈭～15日㈫（木）～15日㈬まで（午前8時30分～午後5時）

問い合わせ ①職員、社会保険労務士

対象 就業規則・賃金・解雇・労使間の問題・就業にかかわることなどで、日々の疑問に感じていること、直面している問題等

問い合わせ ②予約制です（当日予約可）。また、就業規則・給料明細・離職票等、資料があれば持参してください。

対象 勤労者、事業主等

問い合わせ 商工労政課

縦覧場所 ところる 教育センターとき 11月7日㈭～15日㈫（木）～15日㈬まで（午前8時30分～午後5時）

問い合わせ ①（☎020-981-9155・FAX020-981-9162）へ電話

対象 おおむね35歳までの勤労者

・求職者、将来について考える大

学生・高校生等、および子どもの就職で悩む保護者（市外の方も利用可）

★身边な街づくりを支援します！★

皆さんには今住んでいる街について、「今の良好な住環境を守りたい」「魅力的な街並みをつくりたい」と思ったことはありませんか。

そのようなときは、街づくりのルールをつくることをおすすめします。

街づくりのルールの種類としては地区計画、建築協定、街づくり協定などがあります。例えば、「緑豊かな環境を維持するため、埠は生け垣にする」「ゆとりのある空間をつくりたいので、建物の壁面の位置をきめる」などのきまりをつくり、街づくりを実現していきます。

街づくりのルールをつくるためには、まず、街の良いところ、悪いところを皆さんで考えてみることから始まります。そして、さまざまな立場や考え方の人の意見を聞きながら、どういう街が良いか、皆さんで話し合い合意を得てその地区にあった街づくりのルールをつくっていきます。

このような、街づくりのルールをつくるためには、活動の核となる「協議会」をつくり、話し合いをしていくことが有効です。

市では、皆さんの自発的な街づくりを推進するため、「協議会」に対して、街づくりに関する学習の支援や情報の提供、街づくりアドバイザーの派遣などの支援を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 都市計画課(☎2998-9192・FAX2998-9163)



皆さんは今住んでいる街について、「今の良好な住環境を守りたい」「魅力的な街並みをつくりたい」と思ったことはありませんか。

そのようなときは、街づくりのルールをつくることをおすすめします。

街づくりのルールの種類としては地区計画、建築協定、街づくり協定などがあります。例えば、「緑豊かな環境を維持するため、埠は生け垣にする」「ゆとりのある空間をつくりたいので、建物の壁面の位置をきめる」などのきまりをつくり、街づくりを実現していきます。

街づくりのルールをつくるためには、まず、街の良いところ、悪いところを皆さんで考えてみることから始まります。そして、さまざまな立場や考え方の人の意見を聞きながら、どういう街が良いか、皆さんで話し合い合意を得てその地区にあった街づくりのルールをつくっていきます。

このような、街づくりのルールをつくるためには、活動の核となる「協議会」をつくり、話し合いをしていくことが有効です。

市では、皆さんの自発的な街づくりを推進するため、「協議会」に対して、街づくりに関する学習の支援や情報の提供、街づくりアドバイザーの派遣などの支援を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 都市計画課(☎2998-9192・FAX2998-9163)

この変更の案についてご意見のある場合は意見書を提出できます。

皆さんは今住んでいる街について、「今の良好な住環境を守りたい」「魅力的な街並みをつくりたい」と思ったことはありませんか。

そのようなときは、街づくりのルールをつくることをおすすめします。

街づくりのルールの種類としては地区計画、建築協定、街づくり協定などがあります。例えば、「緑豊かな環境を維持するため、埠は生け垣にする」「ゆとりのある空間をつくりたいので、建物の壁面の位置をきめる」などのきまりをつくり、街づくりを実現していきます。

街づくりのルールをつくるためには、まず、街の良いところ、悪いところを皆さんで考えてみることから始まります。そして、さまざまな立場や考え方の人の意見を聞きながら、どういう街が良いか、皆さんで話し合い合意を得てその地区にあった街づくりのルールをつくっていきます。

このような、街づくりのルールをつくるためには、活動の核となる「協議会」をつくり、話し合いをしていくことが有効です。

市では、皆さんの自発的な街づくりを推進するため、「協議会」に対して、街づくりに関する学習の支援や情報の提供、街づくりアドバイザーの派遣などの支援を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 都市計画課(☎2998-9192・FAX2998-9163)

この変更の案についてご意見のある場合は意見書を提出できます。

皆さんは今住んでいる街について、「今の良好な住環境を守りたい」「魅力的な街並みをつくりたい」と思ったことはありませんか。